

事務連絡
令和3年11月10日

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

管理課長
建設技術企画課長

富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項
(単品スライド条項)の適切な運用について

このことについて、別添写しのとおり通知したので、参考までに送付します。

事務担当 管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係

事 務 連 絡
令和3年11月10日

部内各所属長 殿

管 理 課 長
建設技術企画課長

富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項
(単品スライド条項)の適切な運用について

富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、「富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用について」(平成20年6月19日付け建技第307号)により通知しているところです。また、「富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について」(平成20年9月12日付け管第453号、建技第508号)により、単品スライド条項の運用を拡充しています。

貴職におかれましては、工事の受注者から単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の協議があった場合には、上記の通知に基づき適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本運用に基づき単品スライド条項を適用とする場合は、建設技術企画課技術指導係までご連絡ください。

(注)平成20年6月19日付け建技第307号のうち1(1)及び2(1)における「105/100」は、「110/100」に読み替えるものとする。

事務担当 管理課入札・契約係
建設技術企画課技術指導係